

地方独立行政法人明石市立市民病院医師修学等資金貸与
規程

平成 23 年 10 月 1 日

規 程 第 3 1 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）における医師の確保を図るため、将来、法人の医師として業務に従事しようとする者に対し、修学又は研修に要する資金（以下「修学等資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。
- (2) 大学院 学校教育法第97条に規定する大学院をいう。
- (3) 臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
- (4) 専門研修 臨床研修を修了した医師（医師法第1条に規定する医師をいう。以下この条において同じ。）が、医師の専門領域に関して受ける研修をいう。
- (5) 医学生 大学の医学部において医学を専攻する学生をいう。
- (6) 大学院生 大学院の医学を履修する課程に在学する医師をいう。
- (7) 臨床研修医 臨床研修を受けている医師をいう。
- (8) 専門研修医 専門研修を受けている医師をいう。

(貸与対象者)

第3条 理事長は、医学生、大学院生又は臨床研修医であつて、将来、医師として法人に勤務する意思を有している者の申請により、その者に無利息で修学等資金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。ただし、他の団体で従事することを条件とした修学等資金貸与制度を利用している者については、この限りでない。

2 理事長は、前項の要件を備える者のうちから選考して、毎年度、予算の範囲内において修学等資金を貸与する者を決定するものとする。

(貸与額)

第4条 修学等資金は、次の各号に掲げる修学等資金の貸与を受けようとする者の

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 医学生 第1学年から第4学年までに在学する者にあつては月額150,000円、第5学年及び第6学年に在学する者にあつては月額200,000円
- (2) 臨床研修医 月額200,000円
- (3) 大学院生 月額500,000円以内で別に定める額
(貸与期間)

第5条 修学等資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、次の各号に掲げる貸与を受ける者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 医学生として修学等資金の貸与を受ける者 貸与の契約で定められた月から大学の医学部を卒業する日の属する月まで。ただし、正規の修業年限を限度とする。
- (2) 大学院生として修学等資金の貸与を受ける者 貸与の契約で定められた月から大学院の医学を履修する課程を終了する日の属する月まで。ただし、4年間を限度とする。
- (3) 臨床研修医として修学等資金の貸与を受ける者 貸与の契約で定められた月から臨床研修を終了する日の属する月まで。ただし、2年間を限度とする。
(貸与の申請)

第6条 第3条第1項の規定により申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した医師修学等資金貸与申請書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、性別、生年月日及び住所
- (2) 入学し、若しくは在学する大学若しくは大学院又は臨床研修を受け、若しくは受けようとする病院の名称及び所在地
- (3) 大学若しくは大学院に入学し、又は臨床研修を開始した年月日
- (4) 保証人となるべき者の氏名、性別、生年月日、住所及び職業並びに申請者との続柄
- (5) その他理事長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類その他理事長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 医学生 次に掲げる書類
 - ア 履歴書
 - イ 健康診断書（申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下この条において同じ。）

ウ その者が在学する大学の発行する在学証明書

(2) 臨床研修医 次に掲げる書類

ア 履歴書

イ 健康診断書

ウ 大学の成績証明書

エ 医師免許証の写し

(3) 大学院生 次に掲げる書類

ア 履歴書

イ 健康診断書

ウ 医師免許証の写し

エ 大学院において医学を履修する課程に在学する証明書

3 前項第2号エの医師免許証の写しは、理事長が必要と認めるときは、それぞれ別に定める書類に代えることができる。

(選考)

第7条 第3条第2項の規定による選考は、前条に規定する医師修学等資金貸与申請書に係る書類の審査及び面接により行う。

2 前項の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

(貸与の方法及び受領書)

第8条 修学等資金の貸与の方法は、次の各号に掲げる支給月の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる修学等資金を本人に交付する方法によるものとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 5月 その年の4月から9月までの分の修学等資金

(2) 10月 その年の10月から翌年の3月までの分の修学等資金

2 前項の修学等資金の交付は、口座振替の方法により行う。ただし、理事長が必要と認めるときは、その方法を変更することができる。

3 第1項の規定により修学等資金の交付を受けたときは、その都度、医師修学等資金受領書を理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第9条 修学等資金の貸与を受けようとする者は、独立の生計を営む成年者2人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学等資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 修学等資金の貸与を受けようとする者が未成年である場合は、保証人のうち1人は、その法定代理人としなければならない。

- 4 前3項に定める保証人は、修学等資金に関して他の者の保証人となり、又は自らが修学等資金の貸与を受けていない者でなければならない。
- 5 保証人は、連帯して保証をする旨を証した書類（以下「連帯保証書」という。）、その所得を証する書類及び印鑑証明書を提出しなければならない。
- 6 修学等資金の貸与を受けようとする者は、保証人が欠けたとき、又はその資格を欠くに至ったときは、直ちに、新たな保証人を立てなければならない。
（契約書の作成）

第10条 第3条第1項の契約は、金銭消費貸借契約書によるものとする。

- 2 前項の契約書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該契約を締結しようとする者（未成年者その他理事長が認める者を除く。） 印鑑証明書
 - (2) 保証人 連帯保証書及び印鑑証明書
 （貸与の契約の解除）

第11条 理事長は、第3条第1項の規定による契約の相手方（以下「修学生等」という。）が次に掲げる事由に該当することとなったときは、当該事由に該当することとなった日の属する月の翌月分（当該月以後の分として既に貸与された修学等資金があるときは、当該既に貸与された月分の翌月分）からの修学等資金の貸与について、当該契約を解除するものとする。

- (1) 医学生又は大学院生である修学生等が大学又は大学院を退学したとき。
 - (2) 医学生である修学生等の学業成績が著しく不良であると認めるとき。
 - (3) 修学生等が心身の故障のため修学又は研修を継続する見込みがなくなったとき。
 - (4) 臨床研修医である修学生等が臨床研修を修了する前に当該臨床研修を受けなくなったとき。
 - (5) 修学生等が死亡し、又は所在不明となったとき。
 - (6) 修学生等が修学等資金の貸与を辞退したとき。
 - (7) 偽りその他不正の手段により修学等資金の貸与を受けたとき。
 - (8) その他修学等資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと理事長が認めるとき。
- 2 理事長は、前項各号の事由により修学等資金の貸与の契約を解除したときは、その旨を、修学生等に対し書面により通知するものとする。

（借用書の提出）

第12条 修学生等は、第5条の規定により修学等資金の貸与期間が終了したとき、

又は前条の規定により修学等資金の貸与の契約を解除したときは、直ちに、医師修学等資金借用書に当該修学生等及びその保証人が連署して、これを理事長に提出しなければならない。

(貸与の休止及び保留)

第13条 理事長は、修学生等が大学若しくは大学院の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は臨床研修を休止したときは、休学した日若しくは停学の処分を受けた日又は休止した日の属する月の翌月から復学した日又は研修を再開した日の属する月の分まで修学等資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学等資金があるときは、その修学等資金は、当該修学生等が復学し、又は研修を再開した日の属する月の翌月分以後の分として貸与されたものとみなす。

2 前項に規定する場合を除くほか、理事長は、修学生等の学業成績の不良その他修学等資金の貸与を行うことが適当でないと認めるときは、必要な期間修学等資金の貸与を保留することができる。

3 理事長は、前2項の事由により修学等資金の貸与の契約を休止及び保留したときは、その旨を、修学生等に対し書面により通知するものとする。

(返還)

第14条 修学等資金の返還の債務の履行が始まる月（以下「返還開始月」という。）は、第5条の規定により修学等資金の貸与期間が終了した月、又は第11条第1項の規定により修学等資金の貸与の契約を解除した月の翌月から起算して2月を経過した月とする。

2 前項の規定にかかわらず、第17条の規定により修学等資金の返還の債務の履行が猶予されている者の返還開始月は、当該債務の履行の猶予が終了した日の属する月の翌月から起算して2月を経過した月とする。

3 修学等資金は、返還開始月から起算して修学等資金の貸与を受けた期間に相当する期間以内で理事長が定める期日までに、次条の定めるところにより、返還しなければならない。

(返還方法)

第15条 前条第3項の規定による修学等資金の返還の方法は、月賦又は半年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

(返還明細書)

第16条 第11条の規定により契約を解除したとき又は次条の規定により返還の猶予の期間が終了したとき、修学生等は、契約解除の日又は返還猶予の期間満了日の属する月の翌月の20日までに、次に掲げる事項を記載した返還明細書を理

事長に提出しなければならない。

- (1) 修学等資金の貸与を受けた期間及び第13条第1項又は第2項の規定により貸与されなかった修学等資金に係る期間があるときは、その期間
- (2) 返還すべき修学等資金の額
- (3) 月賦又は半年賦の別による返還方法及び返還額
- (4) 返還完了年月

2 前項の規定により返還明細書の提出を行った修学生等は、同項第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、同項各号に掲げる事項及びその変更しようとする理由を記載した医師修学等資金返還方法変更承認申請書を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、当該申請の承認の可否を決定し、その結果につき書面により当該修学生等に通知するものとする。

(返還の猶予)

第17条 理事長は、第14条第1項の規定にかかわらず、修学生等が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、修学等資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 修学生等が返還開始月の初日において法人の医師として勤務している場合
法人において医師として在職する期間
- (2) 医学生として修学等資金を受けた者が返還開始月の初日において臨床研修を受けている場合 当該臨床研修を受けている期間。ただし、2年間を限度とする。
- (3) 医学生として修学等資金を受けた者が返還開始月の初日において医師免許を取得していない場合 医師免許を取得するまでの期間。ただし、1年間を限度とする。
- (4) 臨床研修医として修学等資金を受けた者が返還開始月の初日において専門研修を受けている場合 当該専門研修を受けている期間。ただし、3年間を限度とする。
- (5) 第2号の規定により修学等資金の返還の債務の履行の猶予を受けた者が返還開始月の初日において専門研修を受けている場合 当該専門研修を受けている期間。ただし、3年間を限度とする。
- (6) 第1号及び第4号の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けた者(第4号については、法人において在職していたものに限る。)が返還開始月の初日において他病院にて医師として勤務している場合 当該医師とし

て勤務している期間。ただし、法人において専門研修医又は医師として在職した期間を限度とする。

(7) 第1号及び第4号の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けた者(第4号については、法人において在職していたものに限る。)が、返還の債務の履行の猶予の期間の終了後、修学のため直ちに法人の医師として勤務しないことが相当であると理事長が認める場合 理事長が修学のため必要と認める期間

(8) 第5号の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けた者(法人において専門研修医として在職しているものに限る。)が、返還の債務の履行の猶予の期間の途中において、専門研修連携施設へ異動となった場合 当該専門研修を受けている期間。ただし、1年間を限度とする。

(9) 修学生等が、貸与期間(前各号の規定による修学等資金の返還の債務の履行の猶予の期間がある場合にあつては、当該修学等資金の返還の債務の履行の猶予の期間)の終了後、直ちに法人の医師として勤務しないことが相当であると理事長が認める場合 理事長が必要と認める期間

(10) 災害、病気その他やむを得ない理由により、修学等資金を返還することが困難であると理事長が認める場合 理事長が必要と認める期間

(返還猶予の手続)

第18条 前条の規定による修学等資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該事由を証明する書類を添付して書面により理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、修学等資金の返還債務の履行を猶予することの可否を決定し、その結果につき書面により当該修学生等に通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第19条 修学生等は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第14条の修学等資金の返還の債務の免除を受けることができる。

(1) 修学生等が、第5条に規定する修学等資金の貸与期間(第17条第2号から第5号、第8号及び第9号までの規定による修学等資金の返還の債務の履行の猶予の期間がある場合にあつては、当該修学等資金の返還の債務の履行の猶予の期間)の終了後、直ちに法人において専門研修医又は医師として、法人の行う採用試験に合格のうえ採用され、かつ、法人に専門研修医又は医師として在職した期間が貸与を受けた期間に達したとき。

(2) 前号に規定する在職期間中に業務若しくは通勤により死亡し、又は業務若

しくは通勤に起因する心身の故障のため解雇（業務若しくは通勤に起因する心身の故障のため退職する場合で、将来にわたって医師の業務に従事することができないと理事長が認める場合を含む。）されたとき。

（返還の債務の裁量免除）

第20条 理事長は、修学生等が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害により修学等資金を返還することができなくなったと認めるときは、修学等資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

2 理事長は、修学生等が前条第2号に規定する理由以外の理由で退職することとなったときは、修学等資金の返還の債務の一部を免除することができる。

3 前項の規定により一部を免除する修学等資金の返還の債務の額は、修学等資金の返還の債務の総額を、貸与を受けた期間の月数で除した額に在職期間の月数を乗じて得た額とする。

（返還の債務の免除の申請等）

第21条 第19条又は前条の規定による修学等資金の返還の債務の免除を受けようとする修学生等は、次に掲げる事項を記載した医師修学等資金返還債務免除申請書を理事長に提出しなければならない。

（1） 第16条第1項第1号及び第2号に規定する事項

（2） 第19条第1号に規定する在職期間がある場合は、その期間

（3） 返還の債務の免除を受けようとする理由

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、修学等資金の返還の債務の全部又は一部を免除することの可否を決定し、その結果につき書面により当該修学生等に通知する。

（在職期間の計算）

第22条 第19条第1号及び第20条第3項に規定する在職期間を計算する場合においては、法人に専門研修医又は医師として採用された日の属する月から法人の職員でなくなった日の属する月までを算入するものとする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、次に掲げる期間のある月が1以上あったときは、当該期間の区分に応じ当該各号に定める月数を前項の規定により計算した在職期間から控除する。ただし、当該各号に掲げる期間が終了した月において再び当該各号に掲げる期間が開始したときは、その月を1月として控除する。

（1） 地方独立行政法人明石市立市民病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第12条第1項第1号から第3号の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）及び就業規則第40条第

3号の規定による出勤停止の期間 その月数

(2) 地方独立行政法人明石市立市民病院職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）第3条の規定による育児休業の期間
その月数

(3) 地方独立行政法人明石市立市民病院職員の勤務時間及び休暇等に関する規程第15条及び第16条の規定による療養休暇並びに育児介護休業規程第7条の規定による介護休暇の期間（理事長が別に定める期間を除く。） その月数

(4) 育児介護休業規程第15条の規定による育児短時間勤務の期間 その月数の3分の1に相当する月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（延滞利息）

第23条 修学生等は、正当な理由がなく、修学等資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項で定める延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（在学証明書等の提出）

第24条 医学生である修学生等は、修学等資金の貸与を受けている間は、毎年4月15日までに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 在学する学年を記載した在学証明書
- (2) 前学年度末における学業成績表
- (3) 提出の日前3月以内に作成された健康診断書

（届出）

第25条 修学生等は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 大学又は大学院を卒業し、若しくは修了し、又は退学したとき。
- (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (4) 臨床研修又は専門研修を受けなくなったとき。
- (5) 修学又は研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (6) 復学し、又は研修を再開したとき。
- (7) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

(8) 保証人が死亡し、又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 修学生等は、修学等資金の返還の債務がなくなるまでの間、毎年4月15日までに、次に掲げる事項を記載した現況届を理事長に提出しなければならない。

(1) 住所

(2) 4月1日現在における職業並びに勤務先の名称及び所在地

(補則)

第26条 この規程に定めるもののほか、修学等資金の貸与に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、地方独立行政法人明石市立市民病院設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成23年条例第19号）による廃止前の明石市立市民病院修学等資金貸与条例（平成20年条例3号）及び明石市立市民病院修学等資金貸与条例施行規則（平成20年規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規程によりなされた処分、手続その他の行為とみなし、その期間は通算する。

附 則（平成26年3月27日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この規定は、令和4年4月1日から施行する。